

ニュース

全関労

2022年
7月20日
VOL. 49
No. 5

東京都台東区小島1-8-7

Zenkan1972@yahoo.co.jp ☎03(38863)3433

全関東単一労働組合本部

解雇自由の法制化を阻止しよう

労政審での審議⇨答申をゆるすな

4月11日、厚労省の「解雇無効時の金銭救済制度に係る法的技術的論点に関する検討会」（以下「検討会」）は、解雇自由法制化に向けた報告書（以下「報告書」）をまとめた。今後、厚労省の労働政策審議会において報告書をもとに法制化に向けて議論されることになっている。われわれは、「どんな不当な首切りでもカネさえ払えば許される」とする悪らつきをきわまらない制度（法制化）を断じて認めることはできない。解雇自由法制化を阻止する闘いを「働き方改革」反対の闘いと一体のものとして全国の労働組合・争議団との共同闘争でつくり出そう。

カネさえ支払えば

すべての解雇が可能になる！

解雇自由法制化は当時の安倍政権が2015年に「日本再興戦略2015年」に盛り込んだことから議論が始まった。以降、「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」（2015年10月～2017年5月）そして

前記「検討会」を経て今回の「報告書」に至っている。

報告書の概略は①無効な解雇がなされた場合に、労働者の請求によって使用者が一定の金銭を支払い、支払いによって労働契約が終了する仕組み、②労基法などで禁止されている解雇を含むすべての解雇が対象、③金銭解決の申し立ては労働者に限定、④労働者に支払われる「労働契約解消金」の算定については賃金額や勤続年数、年齢などを考慮要件とし、解消金の上限・下限などの具体的内容については政策的に判断、などとなっている。

制度ができれば申し立てが

使用者に拡大することは必至

このように報告書Ⅱ解雇自由法制化は労働者・労働組合が闘いのなかでちとつてきた解雇権濫用法理をくつがえし、さらには労基法など労働関係法で定められている禁止解雇をも解雇自由の対象とするのである（別掲記事参照）。

現在、裁判で解雇無効を勝ち取っても資本・当局がかたくなに職場復帰を拒む事例が多く、やむなく「金銭和解」を選択せざるをえない状況に置かれている。これは解雇無効判決に伴う労働者の就労権を認めていないからであり、解雇自由法制化は当該労働者の職場排除を正当化し、資本・当局の職場復帰拒否を「権利」として認めることに等しい。

また金銭解決の申し立ては労働者に限定するとされている

が、これは労働者側の反発が強かったためであり、いったん制度が導入されれば申し立てが使用者側に拡大されることは必至である。

全国の労働者・労働組合の力で

労政審答申Ⅱ法制化阻止しよう

解雇自由法制化は使用者に首切りのフリーハンドを与えるものであり、労働者の生活と権利を奪い去り、労働者の団結を破壊し労働組合を徹底的に弱体化させるものだ。今後の直接の攻防は厚労省労政審議会の場に移るが、法制化の答申を許さない取り組みを強めよう。解雇自由法制化は「雇用によらない働き方」や「多様な働き方」、「兼業・副業」の推進を掲げる「働き方改革」と一体のものであり、全国の労働者・労働組合の力を結集して阻止しよう。

労働関係法で禁止されている解雇

※労働基準法第3条（国籍・性別など）、第19条（労災休業中、産前産後休暇中）、第20条1項（予告期間、予告手当）、第104条2項（違反申告）※労働組合法第7条1号（労働組合加入等）、4号（救済申し立て）※労働契約法第16条（不合理

解雇)、第17条1項(契約期間中解雇) ※男女雇用機会均等法
第6条(女(男)性であること)、第9条2項(婚姻)、3項
(妊娠・出産)、4項(妊娠中・出産後1年)、第17条2項(紛
争解決の援助)、第18条2項(調停の申請) ※育児・介護休業
法第10条(育児申請)、第16条(介護休業) ※労働安全衛生法
第97条2項(違反申告) ※個別労働関係紛争の解決の促進に関
する法律第4条3項(援助要請)、第5条2項(あっせん申請)

安倍元首相の国家葬反対

岸田首相は参院選の街頭演説中に銃撃で死亡した安倍元
首相の葬儀を9月27日に「国家葬」として実施すると発表し
た。われわれは「安倍国家葬」に断固反対する。

安倍政権下では集団的自衛権発動(米軍との共同戦争)を
可能とする戦争法制や特定秘密法を広範な反対を無視して
強行成立させ、「モリ・カケ・サクラ」に象徴される政治の
私物化を進め、その結果としての公文書改ざんと改ざんを強
制された担当公務員を自死に追い込むなど数々の悪行が繰
り広げられた。さらに「アベノミクス」では大量の非正規労
働者を生み出し、社会に分断と貧困をはびこらせた。

「安倍国家葬」はかかる悪行の数々を「偉大な功績」とた
たえ、法的根拠もなく費用すべてを国費(税金)で賄い、「全
国民」に弔意を強制するものだ。「国家葬」とともに半旗・
黙とうなど一切の弔意強制に反対しよう。

患者無視、労働者酷使の新型コロナ対策をゆるさない

大橋病院分会

現在、新型コロナ感染症が全国的に急拡大している。大橋
病院でも看護師や医師、入院患者にも陽性者が出るなど院内
感染が拡大している。大橋病院の新型コロナ感染防止対策に
ついては、病院と組合の間で、濃厚接触者、陽性者の病室に
は看護補助者は入らず新型コロナ感染症に関する業務は看護
師がおこない、不特定多数の労働者の出入りを避けることで
感染防止対策をとることを確認している。

しかし、今回の感染拡大のなかである病棟師長が看護補助
者に「病室閉鎖をしているが入ってもよい。配膳・下膳、ゴ
ミ集めもOK」と濃厚接触者となった経過観察中の患者の病室
に通常通りの業務をせよと指示を出したのだ。政府方針が患
者の命よりも経済優先であり、感染防止対策の基準をどんど
ん緩めて「マスクなし」まで言い出している。こうしたなか
で組合がくりかえし確認してきた院内感染防止対策を無視し
た現場の実態が明らかになった。

しかも看護部は、看護補助者のさらなる活用をいい、「看
護師業務を整理し看護補助者とタスクシェア・シフト(業務
の共同化・移管)をおこなう」として看護補助者に研修をお
こない看護補助業務を変更していくと現場に説明した。入院
生活のお世話をする看護を看護補助者に移行すると診療報酬
加算がつくというのが理由である。看護師はますます患者の
そばに行かず、医師の手足になってもうけになる医療、患者
無視、権利侵害が強まっていく。「働き方改革」に抗して、
命と権利を守るため現場から声を上げていこう。

『自民党改憲案を批判する』 8.21 学習会に参加を

9条改憲・緊急事態条項ゆるすな

組合員および友人の皆さん。

7月10日の選挙において自民党、公明党、日本維新の会、国民民主党などの改憲勢力が議席を伸ばし、参議院において改憲発議に必要な3分の2議席を維持しました。すでに衆議院において3分の2勢力を占めている改憲勢力は参院選の結果を受けて自民党主導の改憲スケジュールを具体的日程に上らせてくることは必至です。改憲阻止の闘いはいよいよ正念場を迎えます。

改憲は「戦争国家」の総仕上げ

こうした中であつて私たちは、「戦争国家」の総仕上げとしてある憲法改悪を何としても阻止しなくてはならないと決意を固めています。職場・地域で労働者・市民に改憲阻止を訴え、闘いの陣地を作っていくなくてはなりません。

その取り組みの一環として、今回『自民党改憲案を批判する』をテーマに学習会を開催します。

この改憲案がいかにか人民主権や基本的人権を掘り崩し、そして戦争に向かう危険なものであるかを学び、闘いのエネルギーにしていきたいと思いません。皆さんの参加をお待ちしています。

日時:2022年8月21日(日)

午後2時~5時

***資料は用意します**

会場:スペース全関労(組合事務所2F)

JR/御徒町、日比谷線/仲御徒町

大江戸線/新御徒町 徒歩/10分

全関東単一労組・教育文化部 03-3863-3433